

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年12月8日 11時35分ごろ
発生場所	福岡県福岡市志賀島北西方沖 玄界島灯台から真方位095° 2.5海里付近 (概位 北緯33°41.3′ 東経130°17.1′)
事故の概要	プレジャーボートSouth・Windは、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年12月18日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート South・Wind、5トン未満（長さ5.94m）
船舶番号、船舶所有者等	290-49988福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船外機のプロペラ翼及びギアに破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約50cm、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、GPSプロッター機能付き魚群探知機で船位及び水深を確認しながら、志賀島北西方の岩が散在する浅所（以下「本件浅所」という。）を約10ノット以下の対地速力で南南西進中、水深警報（水深3m以浅で設定）が一瞬鳴った直後に本件浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本件浅所の存在を知っていたものの、他の漁船が本件浅所付近を通航したのを見て、本船も通航できると思い、本件浅所を航行した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約0.7mであった。</p>
分析	本船は、船長が他の漁船が本件浅所付近を通航したのを見て本船も通航できると思い、本件浅所を航行したことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、船長が他の漁船が本件浅所付近を通航したのを見て本船も通航できると思い、本件浅所を航行したため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、浅所付近を他船が航行するのを認めても、自船も通過できると思わずに、自船の喫水を考慮して通航の可否を判断すること。</li> </ul>